様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	図書館文化施設の使用許可
根拠条例·規則等名		さいたま市図書館条例、さいたま市図書館条例施行規則
	条項	条例第 15 条から第 19 条、規則第 3 条、第 13 条
所	管 部 課	教育委員会事務局 中央図書館 与野図書館 (電話:048-853-7816)
		文化施設を利用できるものは、市内の学校、社会教育関係団体、 公共団体又はこれらに準ずる団体とする。
審	基準	次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用を制限する。 (1) 風紀を害し、または秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
査	(未設定の場合はその理	(3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき。 (4) この条例の規定に違反したとき。
基	由)	(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
準		文化施設の利用の許可を受けようとする者は、期間内に文化施設利用申請書を提出しなければならない。 視聴覚ホール:利用日前2月から前7日まで(与野図書館) 展示コーナー:利用日前2月から前7日まで(与野、与野南図書館) 集会室:利用日前2月から前7日まで(与野南図書館、与野西分館)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	即日
間	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	